

入居者の声

防災集団移転促進事業である志津川地区の東団地に住宅を再建し、実際に入居を開始された方からお話を伺ってきました。



東団地に住宅を再建された古澤孝夫さん

いつ入居されましたか。何人で暮らしてありますか。

12月6日(日)に入居しました。妻と二人暮らしです。

いまはどんな気持ちでしょうか。

家はのんびり出来て、良いですね。ようやく、安着して生活できます。

4年と4ヵ月あまり仮設住宅で生活しており、狭くて大変なこともあったけれども、ご近所とも親しくて良かったです。

南方の仮設にいたときは高齢者クラブを作り、スポーツや旅行等いろいろな企画をしました。

こっちに帰ってきたからには南三陸町のために何かしたいという気持ちがあり、高齢者が明るく楽しく元気に過ごせるよう、側面的な協力をしたいと考えております。

皆がこっちに帰って来て、一緒に活動できることを楽しみにしております。

今月から、マイナンバーの利用が開始されます！

◆マイナンバー制度とは

国民一人ひとりに12桁の番号を付与し、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現を目的とした制度です。平成28年1月から、社会保障・税・災害対策の行政手続で利用開始となります。具体的には、年金・各保険の資格取得、確認、給付や確定申告等手続きの際に利用されます。

また、全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、雇用保険や社会保険など、従業員のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されます。

◆マイナンバーカードについて

平成28年1月以降、通知カードに同封の申請書の提出により交付希望者に対し交付されます。マイナンバーカードは顔写真付きのICカードで、身分証明書や各種行政手続にて使用できます。カードに記録されるのは、氏名、住所、個人番号や電子証明書の情報に限られ、所得情報等機密性の高い個人情報は記録されません。

◆ご注意

マイナンバー制度に便乗して不正な勧誘を行ったり、個人情報を取得しようとする事例が確認されています。十分ご注意してください。

☎0120-95-0178 平日 午前9時30分から午後10時まで

- ・「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関する問い合わせにお答えします。
- ・音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。

平成28年度 南三陸町育英資金奨学生募集

◆申請書類

- 1 住民票(世帯全員)
- 2 保護者(両親)の平成27年度所得証明書
(保護者(両親)に所得がない場合は、非課税証明書を必ず添付してください。祖父母の所得については不要です。)
- 3 在学証明書または入学予定を証する書類の写し(新たに入学する場合は合格通知書等の写し)
- 4 育英資金貸付申請書(様式第1号)

◆申請用紙 教育総務課と歌津公民館で配布しています。

◆申請先 教育総務課

◆申請受付期間 2月10日(水)から3月25日(金)まで

◆貸付内容

貸付金額

①大学・大学院等(専門学校を含む)に在学または入学見込みの方
・月額4万4千円以内

・入学時貸付金50万円以内

②高等学校に在学または入学見込みの方
・学校所在地が町内の場合:月額1万円以内

・学校所在地が町外の場合:月額1万5千円以内

貸付条件

① 貸付利子 無利子

② 貸付期間 5年以内(修業年限)

③ 返還期間 貸付終了の翌年4月から10年以内

※貸付者は若干名で、貸付決定者には本人宛に通知します。

※貸付者は選考委員会により決定します。

問い合わせ 教育総務課 ☎46-2604

町内における空間放射線量測定情報

■空間放射線量

単位:マイクロシーベルト/時、地表からの高さ50センチメートルにて測定、測定日:12月1日(火)から12月8日(火)まで

測定地点	測定値	測定地点	測定値
役場庁舎	0.047	志津川中学校	0.071
志津川小学校	0.070	歌津中学校	0.056
戸倉小学校	0.076	志津川保育所	0.075
入谷小学校	0.061	伊里前保育所	0.064
伊里前小学校	0.065	名足保育園	0.056
名足小学校	0.069		

現在、環境省が定めた除染のガイドラインとして、1時間当たり0.23マイクロシーベルト以上(年間1ミリシーベルト以上)の放射線量が計測された場合は除染措置を行うことが定められておりますが、上記の表のとおり町内に該当する場所はありません。

問い合わせ 環境対策課環境政策係 ☎46-5528

移動町長室は、1月25日(月)です。

◇時 間 午後1時30分から4時まで

◇場 所 南方第1期仮設集会所

問い合わせ 総務課総務法令係 ☎46-1370

家屋を取り壊したら 家屋滅失届出書を提出してください

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地や家屋等の状況にもとづいて課税されます。家屋を取り壊した場合、その部分にかかる固定資産税は翌年度から課税されませんので、お早めに「家屋滅失届出書」を提出してください。

「家屋滅失届出書」は町民税課または歌津総合支所町民福祉課の窓口にあります。また、町のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ 町民税課資産税係 ☎46-1372

家屋を新築された方へ ~家屋調査のお知らせ~

家屋を新築または増築された場合、翌年度から固定資産税の課税対象となり課税されます。

町では、固定資産税額を算出するために、家屋全体の調査をさせていただいております。

調査の際には、通知により調査日程等をお知らせします。引っ越し前に家屋調査を希望される方は、日程等を調整し、調査に伺いますので、町民税課資産税係まで連絡ください。

問い合わせ 町民税課資産税係 ☎46-1372